

群会議の話題

第383号

2017年3月8日発行
大田区西蒲田6-17-4
東京土建大田支部
TEL 3731-5527
FAX 3735-1537
HP: <http://doken-ota.jp>
メール: info@doken-ota.jp
©大田支部組織人員
3月1日現在4,656人

今月のテーマ

組合活動への理解を深め 加入促進・脱退防止に全力を

春は別れと出会いの季節。お子さんのいらっしやる家庭では、卒園・卒業式や入園・入学式でお子さんの成長を実感される方も多いことでしょう。

3月は年度の終わりで、組合でも3月下旬に各分会で分会総会が開催されます。

分会総会とは、この一年間の分会の活動を総括し、4月からの活動を話し合う会議です。他にも分会の決算・予算や、新年度の役員選出なども行ないます。面倒？と思われるかもしれませんが、組合のことを知るチャンスです。役員さんから誘われたら、ぜひ参加してみてください。

参加の有無にかかわらず、全員にお渡しするのが支部大会の議案です。大会議案は今後一年間の活動方針をまとめたもので、4月の大会で話し合い、決定します。大会議案には、皆さんの暮らしや仕事をより良くするために、組合で何をやるかが載っています。組合って健康保険だけじゃなくて、そんな事も取り組んでいるのかとわかっていただけると思いま

す。ぜひ一読下さい。

また分会総会では、大会議案に関する意見を聞く機会を設けていますので、質問・意見のある方は、分会総会でひと言お願いします。

大会議案で大きくページを割いているのが拡大です。2〜3月は「春一番拡大」、4〜5月は「春の拡大」として、組合員を増やす運動に取り組んでいます。この時期は人の異動が多くなります。職場や取引先に新しい人が入ったなど、組合に未加入の方がいたら、ぜひ組合にご連絡下さい。

一方で、4月から土建国保を脱退して、会社で社会保険に移る予定だ、という方もいるかもしれません。この中には、上位業者からの指導でやむなく、という方もいるかと思えます。しかし、土建国保をやめなくとも対処できるのです。このような方がいましたら、必ず組合に相談して下さい。加入促進と脱退防止は、組合員を増やす両輪なのです。

どけんカレンダー

(2017年3月12日~4月22日)

日	月	火	水	木	金	土
12	13	14	15	16	17	18
3月						
19	20	21	22 メーデー制作 法律相談	23	24 建匠友の会 総会	25 ひまわりの会 総会
26	27	28	29 メーデー制作	30	31	1 4月
2	3 建築相談会	4 法律相談	5 メーデー制作	6	7	8
9 大田支部 大会	10	11	12	13 分会執行委員会	14	15
16	17	18 群会議	19 メーデー制作	20 分会集約会議	21	22

◆当面の予定◆

★無料法律相談(予約制)

日時 3月22日(水)午後2時
4月4日(火)午前10時
4月25日(火)午後2時
受付 支部会館2階

★建築相談会(予約制)

日時 4月3日(月)午後6時
会場 支部会館

★大田支部第62回大会

日にち 4月9日(日)
場所 大田区産業プラザ
6階コンベンションホール
時間 午前10時~

※分会、群の会議日程は、地区により前後しますので必ず確認してください。

白抜きの日は業務休止

新保険証は群で受取りを

新年度の「健康保険証」受領について

2017年度の保険証受け取りについてお知らせします。

◆保険証受取りの流れ

①4月分までの組合費、国保料を納める

②支部集約日（3月21日）に各組合員の納入状況を確認し、各分会の会計担当役員に保険証を交付。

③分会の会計担当役員から各群の役員に交付（交付方法は分会ごとに違います）

④各群の役員を通じて（交付方法については群ごとで違います）受取ることになります。

員に納め、領収証をもらう。その領収証を支部事務所で提示し、新保険証の受け取りをしてください。

◆通常以外の受け取り

①4月分までの組合費、国保料の納入が「群会議」に間に合わなかった場合。（保険証は支部での保管になっています）

住所変更、家族の増減などの手続きをされている場合は、国保組合での手続き終了後、本人宛に直送します。

所属する群の役員に連絡の上、4月分までの組合費、国保料を群役員対応の上、支部事務所で「保険証」の受け取りをしてください。

なお、事情によっては、新たな手続きを必要とする場合もありますので、ご了承ください。

◆土建国保ガイドの配布

二〇一七年度版の土建国保ガイドを各組合員に配布しますので、活用してください。

大田区建築あっせん事業連絡協議会 区のあっせん 工事業者を募集！

大田区内の建設組合が共同で運営する協議会（大田建協）と大田区産業振興課が提携して、区民からの工事依頼を引き受ける（あっせん工事）業者を募集します。

[要件]

- 東京土建大田支部の組合員
- 労災保険の加入

[申込]

- 希望者は、加入金2万円と年会費6千円を用意し支部へ

[備考]

- 詳しくは担当・川島まで

◆支部主催の講習会案内

昨年7月から「足場の組み立て解体又は変更の作業に係る業務」に従事する労働者は、特別教育の受講が義務付けられました。現在19歳以上で従事している労働者は今年6月末までに「特別教育」を受講しないと、現場に入れなくなります。足場作業に従事する組合員はこの機会に受講しましょう。

◇日にち 4月24日（月）

◇時間 午後6時～9時

◇場所 支部会館4階会議室

◇受講料 4200円（※）

※支部互助制度の利用対象です

◆自転車保険の更新、加入

①新規申込 掛金（4500円）

と銀行口座＋口座印が必要

②更新・変更・解約

○更新： 口座登録者は手続き不要。現金加入者は、掛金と銀行口座＋口座印が必要

○変更： 口座変更の場合、掛金と新口座番号＋口座印が必要。

○解約： 認印が必要

③締切 5月19日（金）

※受付：支部事務所まで

組合費・国保料 の変更案内

◎組合費が変わる時

一般に組合費は、年度変わりの時期に改定されますが、それ以外での金額変更も生じる場合がありますのでご注意ください。

- ①、二十歳の誕生日翌月分より
二千五百円から五百円に
- ②、二十五歳の誕生日翌月分より
五千五百円から五千七百円に

以上の場合は、組合費の年齢区分が変わることに伴い、随時変更となります。なお、三十歳への変更は、年度に一回（六月分）の変更となります。

◎国保料が変わる時

組合費と同様に、通常は年度変わりの時期や、諸手続き（扶養者の増減等）にともない金額が変わりますが、随時変更する場合がありますのでご注意ください。

- ③、四十歳の誕生日の分より
介護保険料二千四百円が発生
- ④、六十五歳の誕生日の分より
介護保険料二千四百円が消滅
- ⑤また、七十五歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」に移行となるため、国保料の請求がなくなります

※③、④、⑤とも土建国保加入者の組合員本人、扶養家族が対象となります。